

平成25年10月29日

中部電力株式会社

## 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第19条第1項の規定にもとづき申請を行った電気供給約款（平成26年4月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第47条の3の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率、59（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額ならびに附則4（定額電灯のお客さまについての特別措置）、附則7（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）、附則8（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）、附則9（深夜電力のお客さまについての特別措置）および附則12（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表1（燃料費調整）、附則4（定額電灯のお客さまについての特別措置）、附則8（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）および附則12（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

### (1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
定額電灯 需要家料金 1 契約につき	54.00	4.00
電灯料金 20ワットまでの1灯につき	139.32	10.32

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
20ワットをこえ40ワットまでの 1灯につき	239.76	17.76
40ワットをこえ60ワットまでの 1灯につき	340.20	25.20
60ワットをこえ100ワットまでの 1灯につき	541.08	40.08
100ワットをこえる1灯につき100 ワットまでごとに	541.08	40.08
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器に つき	232.74	17.24
50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの1機器につき	385.56	28.56
100ボルトアンペアをこえる1機 器につき100ボルトアンペアまで ごとに	385.56	28.56
従量電灯 A 最低料金 1契約につき最初の8キロワット 時まで	254.88	18.88
電力量料金 上記をこえる1キロワット時に つき	20.91	1.55
従量電灯 B 基本料金		
契約電流10アンペア	280.80	20.80
契約電流15アンペア	421.20	31.20
契約電流20アンペア	561.60	41.60
契約電流30アンペア	842.40	62.40
契約電流40アンペア	1,123.20	83.20
契約電流50アンペア	1,404.00	104.00
契約電流60アンペア	1,684.80	124.80

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
電力量料金 最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	20.91	1.55
120キロワット時をこえ300キロワ ット時までの1キロワット時につ き	25.54	1.89
300キロワット時をこえる1キロ ワット時につき	28.23	2.09
最低月額料金 1契約につき	254.88	18.88
従量電灯C 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアに つき	280.80	20.80
電力量料金 最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	20.91	1.55
120キロワット時をこえ300キロワ ット時までの1キロワット時につ き	25.54	1.89
300キロワット時をこえる1キロ ワット時につき	28.23	2.09
臨時電灯A 総容量が50ボルトアンペアまでの場 合	8.04	0.60
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	16.07	1.19
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100ボ ルトアンペアまでごとに	16.07	1.19
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	160.70	11.90
総容量が1キロボルトアンペアをこ え3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	160.70	11.90

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯 B 基本料金 契約電流10アンペアにつき	307.80	22.80
電力量料金 1キロワット時につき	31.05	2.30
臨時電灯 C 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき	307.80	22.80
電力量料金 1キロワット時につき	31.05	2.30
公衆街路灯 A 需要家料金 1契約につき	48.60	3.60
電灯料金 20ワットまでの1灯につき	130.68	9.68
20ワットをこえ40ワットまでの 1灯につき	225.72	16.72
40ワットをこえ60ワットまでの 1灯につき	320.76	23.76
60ワットをこえ100ワットまでの 1灯につき	510.84	37.84
100ワットをこえる1灯につき100 ワットまでごとに	510.84	37.84
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの1機器につき	214.38	15.88
50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの1機器につき	356.40	26.40
100ボルトアンペアをこえる1機 器につき100ボルトアンペアまで ごとに	356.40	26.40

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
公衆街路灯B		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	253.80	18.80
電力量料金		
1キロワット時につき	19.94	1.48
最低月額料金		
1契約につき	238.68	17.68
低圧電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,123.20	83.20
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	17.06	1.26
その他季料金	15.51	1.15
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力1キロワット1日につき	236.82	17.54
農事用電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	540.00	40.00
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	12.36	0.92
その他季料金	11.23	0.83
農事用電力B		
定額制供給の場合		
契約電力1キロワットにつき		
最初の30日まで	6,642.00	492.00
30日をこえる1日につき	221.40	16.40

(2) 59（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円	円
架空配電設備の場合 超過こう長 1メートルにつき	3,348.00	248.00
地中配電設備の場合 超過こう長 1メートルにつき	27,000.00	2,000.00

(3) 附則 4（定額電灯のお客さまについての特別措置）に定める料金率等

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
20ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	103.68	7.68
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	145.80	10.80
(燃料費調整の基準単価)	円	円
20ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	1.063	0.079
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	1.594	0.118

(4) 附則 7（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
最低料金 1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	238.68	17.68
電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時につき	19.94	1.48

(5) 附則8（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率等

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
契約使用期間 最初の30日まで 契約電力		
0.5キロワット	4,038.01	299.11
1キロワット	5,814.50	430.70
2キロワット	9,076.97	672.37
3キロワット	12,379.07	916.97
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	1,941.62	143.82
30日をこえる1日につき 契約電力		
0.5キロワット	25.52	1.89
1キロワット	39.38	2.92
2キロワット	85.13	6.31
3キロワット	131.84	9.77
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	51.04	3.78
(燃料費調整の基準単価)	円	円
1日につき 契約電力		
0.5キロワット	0.377	0.028
1キロワット	0.753	0.056
2キロワット	1.507	0.112
3キロワット	2.259	0.167
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	0.753	0.056

## (6) 附則9（深夜電力のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
8時間供給の場合	172.80	12.80
10時間供給の場合	205.20	15.20
電力量料金		
1キロワット時につき		
8時間供給の場合	13.49	1.00
10時間供給の場合	13.87	1.03

## (7) 附則12（消費税法の改正にともなう経過措置）(1)イに定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
定額電灯		
需要家料金		
1契約につき	52.50	2.50
電灯料金		
20ワットまでの1灯につき	135.45	6.45
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	233.10	11.10
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	330.75	15.75
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	526.05	25.05
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	526.05	25.05
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	226.28	10.78
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	374.85	17.85
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	374.85	17.85



区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
従量電灯 A		
最低料金		
1 契約につき最初の 8 キロワット 時まで	247.80	11.80
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時につ き	20.33	0.97
従量電灯 B		
基本料金		
契約電流10アンペア	273.00	13.00
契約電流15アンペア	409.50	19.50
契約電流20アンペア	546.00	26.00
契約電流30アンペア	819.00	39.00
契約電流40アンペア	1,092.00	52.00
契約電流50アンペア	1,365.00	65.00
契約電流60アンペア	1,638.00	78.00
電力量料金		
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	20.33	0.97
120キロワット時をこえ300キロワ ット時までの 1 キロワット時につ き	24.83	1.18
300キロワット時をこえる 1 キロ ワット時につき	27.45	1.31
最低月額料金		
1 契約につき	247.80	11.80
従量電灯 C		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアに つき	273.00	13.00
電力量料金		
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	20.33	0.97

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24.83	1.18
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27.45	1.31
臨時電灯 A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7.81	0.37
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	15.62	0.74
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	15.62	0.74
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	156.24	7.44
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	156.24	7.44
臨時電灯 B		
基本料金 契約電流10アンペアにつき	299.25	14.25
電力量料金 1キロワット時につき	30.19	1.44
臨時電灯 C		
基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき	299.25	14.25
電力量料金 1キロワット時につき	30.19	1.44
公衆街路灯 A		
需要家料金 1契約につき	47.25	2.25
電灯料金 20ワットまでの1灯につき	127.05	6.05
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	219.45	10.45

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
40ワットをこえ60ワットまでの 1灯につき	311.85	14.85
60ワットをこえ100ワットまでの 1灯につき	496.65	23.65
100ワットをこえる1灯につき100 ワットまでごとに	496.65	23.65
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器に つき	208.43	9.93
50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの1機器につき	346.50	16.50
100ボルトアンペアをこえる1機 器につき100ボルトアンペアまで ごとに	346.50	16.50
公衆街路灯B		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアに つき	246.75	11.75
電力量料金		
1キロワット時につき	19.38	0.92
最低月額料金		
1契約につき	232.05	11.05
低圧電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,092.00	52.00
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	16.59	0.79
その他季料金	15.08	0.72
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力1キロワット1日につき	230.24	10.96
農事用電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	525.00	25.00

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
電力量料金 1キロワット時につき		
夏季料金	12.01	0.57
その他季料金	10.92	0.52
農事用電力B 定額制供給の場合 契約電力1キロワットにつき 最初の30日まで	6,457.50	307.50
30日をこえる1日につき	215.25	10.25

(8) 附則12（消費税法の改正にともなう経過措置）(1)ロに定める料金率等

区分および単位	料 金 率 等	消費税等相当額
	円	円
20ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	100.80	4.80
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	141.75	6.75
(燃料費調整の基準単価)	円	円
20ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	1.033	0.049
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	1.550	0.074

(9) 附則12（消費税法の改正にともなう経過措置）(1)ハに定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
最低料金 1契約につき最初の8キロワット時まで	232.05	11.05
電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	19.38	0.92

## (10) 附則12（消費税法の改正にともなう経過措置）(1)ニに定める料金率等

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
契約使用期間		
最初の30日まで		
契約電力		
0.5キロワット	3,925.85	186.95
1キロワット	5,652.99	269.19
2キロワット	8,824.83	420.23
3キロワット	12,035.21	573.11
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	1,887.69	89.89
30日をこえる1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	24.81	1.18
1キロワット	38.28	1.82
2キロワット	82.76	3.94
3キロワット	128.17	6.10
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	49.62	2.36
(燃料費調整の基準単価)	円	円
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.366	0.017
1キロワット	0.732	0.035
2キロワット	1.465	0.070
3キロワット	2.197	0.105
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	0.732	0.035

## (11) 附則12（消費税法の改正にともなう経過措置）(1)ホに定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
8時間供給の場合	168.00	8.00
10時間供給の場合	199.50	9.50
電力量料金		
1キロワット時につき		
8時間供給の場合	13.11	0.62
10時間供給の場合	13.48	0.64

## (12) 附則12（消費税法の改正にともなう経過措置）(1)へに定める基準単価

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
20ワットまでの1灯につき	1.729	0.082
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3.459	0.165
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	5.187	0.247
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	8.646	0.412
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	8.646	0.412
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.582	0.123
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	5.165	0.246
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	5.165	0.246

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
(ロ) 臨時電灯 A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.069	0.003
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.140	0.007
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.140	0.007
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.393	0.066
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.393	0.066
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.465	0.070
(ニ) 農事用電力B		
契約電力1キロワット1日につき	2.637	0.126
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.223	0.011

(13) 別表1 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
20ワットまでの1灯につき	1.779	0.132
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3.558	0.264

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	5.335	0.395
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	8.893	0.659
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	8.893	0.659
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.656	0.197
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	5.313	0.394
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	5.313	0.394
(ロ) 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.071	0.005
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.144	0.011
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.144	0.011
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.433	0.106
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.433	0.106
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.507	0.112



区分および単位	基準単価	消費税等相当額
(二) 農事用電力B 契約電力1キロワット1日につき	円 2.712	円 0.201
ロ 従量制供給の場合 1キロワット時につき	0.229	0.017